○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表第１

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第１条の２第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
ペンディメタリン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.1ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.1ppm 0.2ppm 15ppm
（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

ソ～チ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～５　（略）

改　正　前

別表第１

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第１条の２第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（略）	（略）	（略）
ペンディメタリン	えん麦 大麦 小麦 とうもろこし マイロ ライ麦 牧草	0.1ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.2ppm 0.1ppm 0.2ppm 0.1ppm
（略）	（略）	（略）
備考　（略）		

ソ～チ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～５　（略）